

春日部市建設工事低入札価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日部市が発注する建設工事の一般競争入札を執行するに当たり、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定方法並びに低入札価格調査及び追跡調査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するために行う調査をいう。
- (2) 追跡調査 低入札価格調査を経て契約した工事において、下請契約の適切性や下請代金の支払状況等について確認するための調査をいう。
- (3) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (4) 失格基準価格 第1号に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる価格をいう。
- (5) 低入札価格調査対象者 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者をいう。
(総合評価方式による入札においては、春日部市総合評価方式活用ガイドラインの失格判断に該当しない者をいう。)
- (6) 社会保険等 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険をいう。
- (7) 上限値 第4条第1号のただし書及び同条第2号における10分の9.2をいう。
- (8) 下限値 第4条第1号のただし書における10分の7.5及び同条第2号における10分の7.5をいう。
- (9) 一次下請予定業者 低入札価格調査の対象となった工事において、低入札価格調査対象者と建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約を締結する者又は下請契約を結ぶ予定の者で同条第3項に規定する建設業者をいう。

(対象となる建設工事)

第3条 対象となる建設工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合評価方式入札による建設工事
- (2) 予定価格が1億5,000万円以上の建設工事のうち、春日部市建設工事等入札審査

委員会において必要と認めるもの

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次のアからエまでに掲げる額（それぞれ1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、前号の規定にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で総務部長が定める値を乗じた額とする。

(3) 算出に当たっては、第1号のアからエまでに掲げる額（それぞれ1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計した段階で1,000円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。また、第1号のただし書の規定及び前号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、1,000円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、下限値を使う場合又は端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、1,000円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次のアからエまでに掲げる額（それぞれ1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.5を乗じた額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

- (2) 前条第1号のただし書の規定により調査基準価格を定めた場合は、別表1により算出する。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とする。
- (3) 前条第2号の規定により調査基準価格を算出式によらずに定めた場合は、第1号及び前号の規定にかかわらず調査基準価格を下回る範囲で、総務部長が定める額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を下回らない額とする。
- (4) 算出に当たっては、第1号のアからエまでに掲げる額を合計した段階で1,000円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。また、第1号のただし書の規定による場合は、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、1,000円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じて得た額とする。
- (5) 第2号による算出に当たっては、それぞれ税抜きの1,000円未満の端数を切り捨てた額で割合を算出し、求めた額の1,000円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。また、第2号ただし書の規定による場合は、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、得られた額に100分の110を乗じた額とする。

2 前項の規定は、特殊性の高い工事等、総務部長が失格基準価格を設けることが適当でないとは判断するものについては設けないことができる。

(予定価格調書への調査基準価格等の記載)

第6条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、調査基準価格及び当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を記載するものとする。

2 予定価格調書には、前項に定める調査基準価格のほかに失格基準価格についても調査基準価格と同様に記載するものとする。ただし、前条第2項の規定により、失格基準価格を設けないこととした場合は、この限りではない。

(入札参加者への周知)

第7条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札説明書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格の設定があること又はないこと。
- (3) 失格基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、失格となること。
- (4) 低入札価格調査対象者は、低入札価格調査を実施した上で、落札者とするか否かを決定すること。

- (5) 低入札価格調査対象者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。
- (6) 低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書（様式第1号）を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。
- (7) 落札者の決定方法に関すること。
- (8) 第16条に定める低入札価格調査を経て契約する工事に関する事項
（落札者決定の保留）

第8条 市長は、入札の結果、低入札価格調査対象者がいるときは、落札者の決定を保留する。

（失格基準価格による判定）

第9条 低入札価格調査対象者のうち、第5条で定めた失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とする。

（低入札価格調査対象者に対する調査）

第10条 市長は、第1順位者（低入札価格調査対象者のうち、最低価格をもって入札した者（前条の規定による失格者を除く。また、総合評価方式入札においては、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者）をいう。以下同じ。）のほか、複数の低入札低価格調査対象者がいる場合においては、調査基準価格との乖離^{かい}の状況や総合評価方式における評価値を勘案して、次順位者以降、複数の低入札価格調査対象者に対し調査を並行して実施できるものとする。

（低入札価格調査対象者に対する調査の実施）

第11条 市長は、低入札価格調査対象者について、次に掲げる書類の提出を求め、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施するものとする。この場合において、契約課長は、工事発注担当課長に調査を依頼するものとする。ただし、入札書の提出に併せて低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出た者は、調査を実施しないものとする。また、当該書類について、指定する提出期限（以下「提出期限」という。）内に提出を行わなかった者は失格とする。

- (1) 低入札価格調査報告書（様式第2号）
- (2) 技術者の配置計画（様式第3号）
- (3) 入札金額の決定理由（様式第4号）
- (4) 直接工事費に係る内訳書（様式第5号）
- (5) 共通仮設費に係る内訳書（様式第5号の2）

- (6) 下請予定業者等一覧表（様式第 6 号）
- (7) 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式第 7 号）
- (8) 手持ち工事の状況（同種・類似）（様式第 8 号）
- (9) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式第 9 号）
- (10) 手持ち資材の状況（様式第 10 号）
- (11) 手持ち機械の状況（様式第 11 号）
- (12) 資材購入予定先一覧（様式第 12 号）
- (13) 機械リース元一覧（様式第 13 号）
- (14) 労務者の確保計画（様式第 14 号）
- (15) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式第 15 号）
- (16) 社会保険等への加入状況（様式第 16 号）
- (17) 社会保険等の適用除外に関する誓約書（受注者用）（様式第 16 号の 2）
- (18) 社会保険等の適用除外に関する誓約書（一次下請業者用）（様式第 16 号の 3）

2 前項に規定する書類による低入札価格調査は、低入札価格調査対象者のうち第 1 順位者から行うこととし、当該第 1 順位者について当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該契約について他の低入札価格調査対象者の低入札価格調査を省略することができる。

3 工事発注担当課長及び契約課長は、第 1 項に規定する書類による低入札価格調査において、必要があるときは低入札価格調査対象者について意見聴取を行うことができる。

（低入札価格調査対象者に対する調査の期間）

第 12 条 低入札価格調査の実施に当たっては、原則として提出期限の翌日から起算して 14 日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）に低入札価格調査対象者を落札者とするか否かを決定し通知するものとする。

（低入札価格調査対象者を失格とするか否かの決定）

第 13 条 契約課長は、第 11 条第 1 項の規定による工事発注担当課長の調査の結果の報告を受けたときは、その結果を低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）に諮り、失格とするか否かを決定するものとする。ただし、低入札価格調査対象者が第 7 条第 6 号に該当の場合は、調査委員会に諮らず、失格とする。

2 前項の決定において、低入札価格調査対象者若しくは一次下請予定業者が法令により社会保険等に加入する必要があるにもかかわらず、全部又は一部の社会保険等に加入していない場合は、調査委員会に諮らず、失格とする。

3 第1項の決定は、第1順位者から順次行い、失格としない決定をした場合は、以下の順位者の決定を行わないことができる。

(低入札価格調査委員会)

第14条 前条第1項に規定する審査を行うため、調査委員会を置く。

2 調査委員会の会長、副会長及び委員は、春日部市建設工事等入札審査委員会の委員長、副委員長及び委員をもってこれに充てる。

3 会長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 調査委員会は、必要の都度会長が招集する。また、調査委員会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

6 緊急かつ、やむを得ない理由により調査委員会を開催できないときは、調査事項を記載した書面を委員に回付して、調査委員会の開催に代えることができる。

7 調査委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(低入札価格調査対象者への通知)

第15条 調査委員会の審査の結果、低入札価格調査対象者を失格とした場合、市長は、失格としたものに落札者としめない旨を文書により通知するものとする。

(低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定)

第16条 落札者は、低入札価格調査を経て契約をする工事にあつては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 追跡調査に協力すること。

(2) 主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、請負代金にかかわらず専任とすること。なお、春日部市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条に規定する現場代理人と監理技術者等との兼務を認めない。

(3) 監理技術者等とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1人を専任で配置する（共同企業体については、代表構成員のみ追加技術者を求めることとする。）。

(4) 追加技術者は、監理技術者等を補助し、工事品質の確保等に努めるものとする。なお、現場代理人との兼務は認めない。

(5) 契約約款第56条第1項に定める契約不適合責任期間は、同項の規定にかかわらず、引渡しを受けた日から4年とする。

(6) 重点的な監督業務や厳格な検査を実施するなど、監督体制等を強化する。

(追跡調査)

第17条 工事発注担当課長は、低入札価格調査を経て契約した工事について、次に掲げる事項について確認するための追跡調査を実施するものとする。ただし、確認資料等は別表2に示されたものを標準とする。

- (1) 下請等契約の締結状況
- (2) 契約変更があった場合、変更内容の下請等契約への反映状況
- (3) 下請等代金の支払状況

2 前項の調査の結果、疑義があるときは元請業者及び下請業者から直接聞き取り調査を実施するものとする。

3 前項の聞き取り調査のほか、主要な一次下請業者を選定し、第1項第1号について、直接聞き取り調査を実施するものとする。

4 工事発注担当課長は、落札者が追跡調査に協力しない場合は、適切な措置をとる。

5 工事発注担当課長は、追跡調査完了後、その結果を契約課長に報告するものとする。

(適正な支払等がなされない場合の措置)

第18条 工事発注担当課長は、前条第1項の規定による調査の結果、適正な支払等がなされずには是正が必要と認められる元請業者に対して適切な指導を行うものとする。

2 前項に定める指導は、次の方法により段階的に行うものとする。

- (1) 口頭による嚴重注意を行う。
- (2) 前号によっても是正されない場合は、文書により嚴重注意を行う。

3 前項の指導によっても是正されない場合は、契約課長にその旨を報告するものとする。この場合において、市長は、建設業法に基づき必要な措置をとるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(春日部市建設工事低入札価格取扱要綱の廃止)

2 春日部市建設工事低入札価格取扱要綱（令和4年6月20日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

別表 1（第 5 条関係）

失格基準価格 = $P \times Q / R \times 110 / 100$
P 税抜き予定価格に上限値又は下限値を乗じて得た額
Q 失格基準価格の算出式により求めた額
R 調査基準価格の算出式により求めた額

備 考

Q/Rにより求めた額の割合は、小数点以下第3位を四捨五入する。

別表 2（第 17 条関係）

実 施 時 期	確 認 事 項
着手時 ・ 下請契約締結後 ・ 前金がある場合は支払後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費内訳書 ・ 下請契約等の締結状況 ・ 主要な一次下請からの聞き取り調査 ・ 下請代金等の支払状況（前金払がある場合） ・ 一次下請（予定）業者の社会保険の加入状況
施工中 ・ 変更契約締結後 ・ 部分払等の支払後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費内訳書（変更時） ・ 下請契約等の締結状況（変更時） ・ 下請代金等の支払状況（部分払等がある場合）
完了後 ・ 工事代金支払後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費内訳書（精算時） ・ 下請契約等の締結状況（精算時） ・ 下請代金等の支払状況 ・ 下請代金支払状況等聞き取り調査（疑義がある場合）

備 考

当該調査、報告等に必要な様式等は別に定めるものとする。